

## 相続法改正が事業承継、債権管理・回収等の実務に与える影響と留意点①

佐藤 俊  
Shun Sato

PROFILEはこちら



## 第1 はじめに

2018年7月6日、民法のうち相続法分野の改正法である、「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」(以下「改正民法」といい、改正前の民法を以下「現行民法」といいます。)が成立し、同月13日に公布されました。

この改正法は、1980年以來の相続法分野の抜本的な改正法になります。一般に、主に遺された配偶者の生活に対する配慮から、配偶者の居住権保護に関する規律が盛り込まれた点が盛んに報道されておりますが、事業承継や、債権管理・回収等の側面から見た場合に重要な改正ポイントも含まれております。

改正法は、原則として、2019年7月12日までに施行されることとなっており、施行まであまり日もありません。事業承継をお考えの経営者の皆様や、債権管理・回収等のご担当者様、遺産たる預貯金を預かっている金融機関の皆様にとって何がどのように変わるのか、本稿より連載の形で整理を試みたいと思います。

第1回は、特に事業承継にまつわる改正点について紹介します。

## 第2 事業承継に関連する相続法の改正点

## 1 自筆証書遺言の方式の緩和と保管制度の創設

特に非公開の同族会社の場合、オーナーが遺言書を作成することにより、当該同族会社の株式等の承継人(相続する者、受遺者又は受贈者)を定めることがよく行われており、相続を契機に事業承継が起きる場面において、この方法は一つの有効な手段になってきました。

平時における遺言書の作成方式には、主に公正証書によ

る場合と、自筆証書による場合とがありますが、一般に、公正証書による方が改竄や紛失の虞を回避できる一方で、公正証書に行く、証人を準備するなど手続が煩雑で費用も高額になるため、現実には自筆証書による方も多くおり、利用件数も増加傾向にあるようです。ただ、現行民法では、自筆証書遺言は遺言者がその全文、日付、氏名を自書の上押印しなければそもそも有効な遺言とは認められないため(現行民法968条1項)、一般に高齢の遺言者にとって、長文の遺言書を作成する際の障害とされてきました。

そこで、改正民法968条2項で、自筆証書遺言の方式を緩和し、全文の自書までは求めずに、相続財産の目録部分は印字等でもよい旨の改正がなされました(本文、日付及び氏名の自書は相変わらず必要です。)。目録部分には、毎頁(表裏印刷の場合には表裏双方)に署名と押印が必要になります。

また、遺言の改竄、紛失の虞を回避するため、自筆証書による遺言書を法務局で保管する制度も新たに創設されています(法務局における遺言書の保管等に関する法律)。これは、自筆証書による遺言書の原本を法務局に本人が持参することにより、当該遺言書を法務局で保管するという制度です。これによりますと、検認手続が不要になるというメリットもあります。

以上のとおり、遺言書の作成方式が緩和され、かつ、後日の改竄、紛失のリスクをも軽減できる制度が創設されましたので、事業承継に当たり遺言書の作成をお考えの経営者の皆様には、遺言方式の選択や、その後の保管に当たっての参考にいただければと思います。

1:改正法の全体像につきましては、当事務所発行の「大江橋ニュースレター」37号から39号にて、「民法(相続関係)等の改正に関する最新の動向とその内容」(筆者と山本大輔弁護士の共著)と題して連載しておりますので、そちらもご覧いただければと存じます。

## 2 遺留分に関する改正と危険な「全て相続させる」旨の遺言

今回の改正民法では、遺留分制度が大きく変わり、現行民法の「減殺」という概念に代えて、「侵害額請求権」という概念が導入されることになりました。この点は、あまり報道等されていませんが、事業承継の場面で大きな禍根を残す可能性を孕んだ改正になりますので、注意喚起の意味で、本稿で取り上げさせていただきます。

遺留分とは、兄弟姉妹を除く相続人に法律上留保された相続財産の割合のことを言い、相続人による遺贈や贈与によっても侵害をすることができないものです。例えば、長男と次男の2名のみが相続人となる事案で、被相続人が、長男にのみ全ての財産を相続させるとの遺言をしたとしても、相続財産の4分の1(遺留分率 $\frac{1}{4}$ ×法定相続割合 $\frac{1}{2}$ )は次男に留保されます。

現行民法では、この遺留分に関し、遺留分権利者に「減殺請求権」を認め、減殺請求権が行使された場合には、遺贈又は贈与の目的財産は、受遺者又は受贈者と遺留分権利者の共有になることとされていました。例えば、上記の事案で、相続財産が同族会社株式のみ(負債や特別受益なし)であった場合、遺留分減殺請求が行使されると、当該同族会社株式は、長男 $\frac{3}{4}$ 、次男 $\frac{1}{4}$ の共有(株数に応じて分割されるわけではありません。)になることになっていました。

ところが、改正民法においては、遺留分減殺請求という概念に代え、金銭請求権である遺留分侵害額請求権という概念が採用され、遺留分の回復方法は、これに一本化されました(改正民法1046条1項)。遺留分侵害額の計算は、以下の方式によりなされることとなります(改正民法1046条2項)。

遺留分 = 基礎財産 × 遺留分率 × 法定相続分率

遺留分侵害額 = 遺留分 - 遺留分権利者の特別受益

— 遺留分権利者が相続によって得た積極財産

+ 遺留分権利者が相続によって負担する債務

上記の事案で、例えば同族会社株式の評価が10億円であったと仮定すると、次男は長男に対し、2億5000万円の金銭請求をすることができることとなります。長男としては、納税猶予制度を利用したとしてもなお、相続税の支払などもあって手元現金に苦慮することが予想される中、更に高額な遺留分侵害額請求権が押し掛かることとなるのです。

この場合、長男が裁判所に申し立てれば、遺留分侵害額請求の支払に関して相当の期限の許与を受けられます(改正民法1047条5項)、一般に、非公開会社の株式の一部を売却したり、担保として借入れをしたりすることは困難で時間もかかりますから、いくら期限を許与されたとしても2億5000万円の弁済原資に事欠くことも想定されるところです(実際の場面では、承継した事業の活動から得た報酬の一部を原資に、長期的に弁済できる内容での期限の許与を申し立てることになると思われます)。仮に、許与された期限までに長男が弁済原資を確保できなければ、金銭債権の不履行になりますから、極論すれば、遺留分侵害額請求権を被保全債権として、相続した非上場会社の株式を差し押さえられる、ということも想定できなくはないところです。そうすると、せっかく事業承継のために前経営者たる被相続人が遺言をしても、結局は兄弟間に争いが発生し、果ては意図しない者に会社の支配権が移譲される可能性すら出てくることになります。このような問題は、事業に欠くことのできない不動産が相続財産となっている場合などにも当てはまることです。

他方で、次男の側からみれば、上記の事案で2億5000万円全額の遺留分侵害額請求権を行使した場合に、相続税の支払リスクを考えておかなければなりません。長男からの回収が、期限の許与により長期にわたる場合、遺留分侵害額請求権の行使時点で多額の相続税納付義務が生じる可能性もありますから、どの範囲で権利を行使すべきなのか、行使した場合の税務リスクがどうなるのか等、事前に十分な検証をしておく必要があるといえるでしょう。

以上のとおりですので、事業承継をお考えの経営者の皆様は、相続発生後に争いが起きないように、現行民法以上に遺留

分を意識して遺言書を作成されなければなりません。既に「全て相続させる」というような遺言書を作成していたり、その他遺留分を侵害する内容の遺言書を作成している場合には、遺言書は撤回や変更も可能ですから、見直しを行う必要もあるでしょう。

### 3 その他事業承継に関連する改正点について

上記のほか、事業承継の場面では、居住用不動産から収益を得ている場面における配偶者居住権(長期居住権)に基づく収益の継続(改正民法1028条1項)や、個人事業用負債の弁済原資を早期に確保するための預貯金仮払い制度(改正家事事件手続法200条3項)や遺産分割前の預貯金債権の一部行使制度(改正民法909条の2)なども関係する可能性があります。ここでは紙幅の都合上指摘に留めますが、預貯金仮払い制度については、号を改めて紹介したいと思います。